

# バリアフリー改修住宅（減額） 申告書

平成 年 月 日

北方町長 様

所有者(納税義務者)

北方町税条例附  
則第9条の2第7項  
の規定により下記  
の通り申告いたし  
ます。

住所

丁目 番 号  
町 番地

フリガナ

氏名・名称

(印)

(TEL. — — )

所在地	北方町	町・丁目	番地
家屋番号	種類	床面積	一棟 m <sup>2</sup> 居住部分 m <sup>2</sup>
建築完了日	年 月 日	登記受付日	年 月 日
	(平成19年1月1日以前に完成した住宅が対象)	改修完了日	平成 年 月 日
居住する 高齢者等	氏名  (申告時において改修した家屋に住民票の住所登録がある場合に限りです。)		
	該当する箇所に○をふる ①65歳以上の者      ②要介護または要支援認定を受けている者      ③障害者		
改修工事に 要した費用	(補助金も含む額を記入)	補助金 の額	
備考	この申告書は、地方税法附則第16条第13項の規定により、改修工事が完了した日から3カ月以内に、提出することになっています。		

添付書類（申告時にご確認ください。）

	納税義務者の住民票の写し		補助金等の交付・給付決定書
次	次の①～③のいずれかの書類		
①	①65歳以上の方の住民票の写し、②介護保険被保険者証の写し、③障害者手帳またはこれに代わるものの写し		
次	次の①か②のどちらかの書類		
①	①改修後の写真、工事領収書及び工事明細書（内容及び費用が確認できるもの）		
②	②改修工事が行われたことを証する書類（建築士、登録性能評価機関等が発行）		

※上記添付書類で北方町の各機関から発行されるもの又は提出したものについて、税務課において各機関に確認することに同意していただく場合は、添付は不要です。その際は、別紙の同意書も提出してください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

〒501-0492 岐阜県本巣郡北方町長谷川1丁目1番地 北方町役場税務課

TEL.058-323-1116